

◇◇ 使用料等 ◇◇

1)住宅使用料

世帯の1か月あたり収入（前年度の所得額等を元に算出）に応じ下表のとおり。

所得額の区分	使用料（月額）			
	1R① 29.29㎡	1R② 34.06㎡	1LDK 40.06㎡	2DK 45.98㎡
104,000円以下	38,600	44,800	52,700	60,500
104,000円超え 123,000円以下	44,500	51,700	60,900	69,900
123,000円超え 139,000円以下	50,900	59,100	69,600	79,900
139,000円超え 158,000円以下	57,300	66,600	78,400	90,000
158,000円超え 186,000円以下	63,000	73,200	86,200	99,000
186,000円超え 214,000円以下	68,700	79,800	94,000	108,000
214,000円超え 259,000円以下	74,400	86,400	101,800	117,000
259,000円超え	80,200	93,200	109,700	126,000

2)共益費 月額2,500円

3)敷金 使用料の2か月分

（退去時に原状回復費用等を控除した上で残額があれば還付）

※使用料および共益費の納付期限

納入通知書は、毎月区役所から**月初めに郵送**します。

納付期限は、**毎月末日**です。忘れずに期限までに納めてください。

使用料等を3か月以上滞納すると、住宅の明渡請求の原因となりますので、充分ご注意ください。

お問い合わせ先

品川区 都市環境部 木密整備推進課
電話番号：03-5742-6779
品川区役所 本庁舎6階

従前居住者用住宅のご案内

区がおこなう整備事業等にご協力いただくことにより現在の住居に居住できなくなる方向けの賃貸住宅をご用意しています。

【対象】・防災生活道路拡幅や防災広場整備のために区へ土地を売却する方
・区の助成を受け老朽住宅を除却した方 …等
（詳しくは担当までお問い合わせ下さい。）

◇◇ コンフォール品川西大井 ◇◇



住宅の概要

構造・規模

鉄筋コンクリート造
地上6階建て

間取り・戸数

1R①(29.29㎡)：4戸
1R②(34.06㎡)：2戸
1LDK(40.06㎡)：5戸
2DK(45.98㎡)：5戸

共用施設

エレベーター(1～6階)
駐輪場：あり
駐車場：なし
宅配ボックス：あり
防犯カメラ：あり

所在地 品川区二葉4丁目13番14号（二葉公園隣）

アクセス

○JR横須賀線・湘南新宿ライン
西大井駅 徒歩7分

○東急大井町線
戸越公園駅 徒歩9分

○都営浅草線・東急大井町線
中延駅 徒歩11分

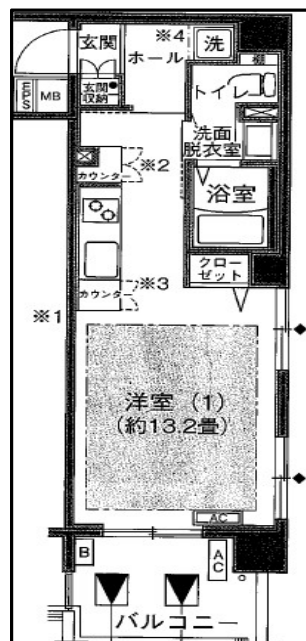


単身・2人暮らし向け

1R①(29.29㎡)

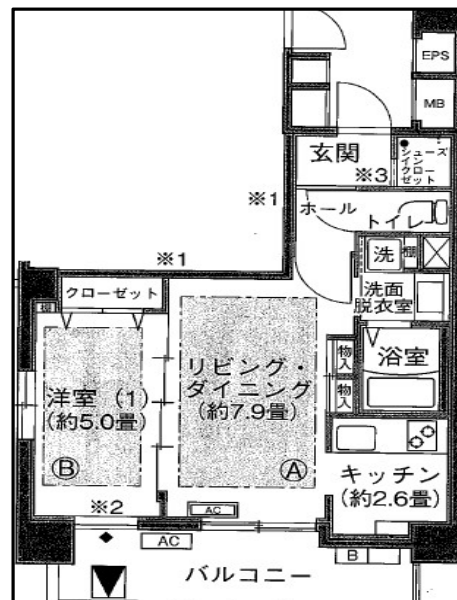


1R②(34.06㎡)

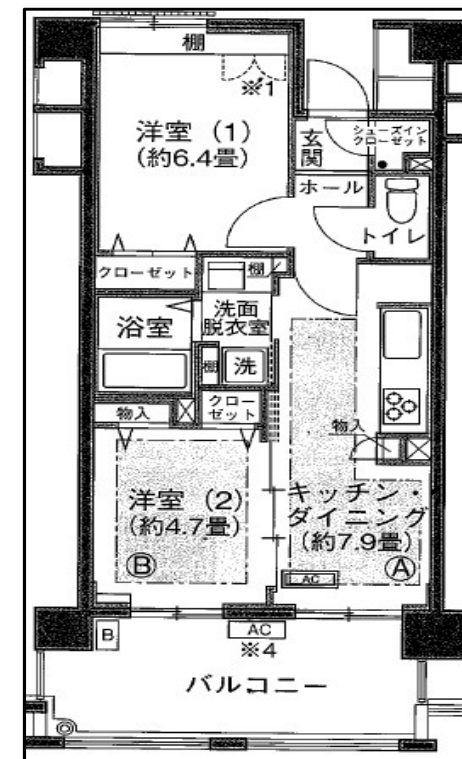


ファミリー向け

1LDK(40.06㎡)



2DK(45.98㎡)



◇入居時の流れ◇

◇◇ 入居に必要な手続き ◇◇

1)入居者の募集

入居を希望される方は、**毎月21～25日**の期間に申請書を提出をしてください。
※住戸の空き状況によって募集を行わない場合があります。
また空き戸数を入居希望者数が上回った際、抽選により入居者を決定いたします。

2)使用開始について

使用許可日から**15日以内に入居**(使用開始)を行ってください。
できない場合には、「入居開始延期申請書」の提出および許可が必要です。
※入居の申請から使用開始までの期間は約1か月です。

段階	提出書類
使用申請書の提出	* 従前居住者用住宅使用申請書 * 住民票 (世帯全員分・写し可) * 特別区民税・都民税納税証明書 または非課税証明書 (写し可) * 各種健康保険証、 後期高齢者医療被保険証等の写し * その他、住宅困窮を示す書類
入居手続き	* 請書 (連帯保証人の印必要) * 敷金お支払い時の「領収証」の写し * 連帯保証人の住民税の納税証明書 * 連帯保証人の源泉徴収票や 確定申告書等の写し等の収入のわかる書類 * 連帯保証人の印鑑証明書
入居後	* 住民票 (世帯全員の続柄が記載されているもの) * 従前居住者用住宅入居届書 * 従前居住者用住宅物品預り書 * 瑕疵点検確認申告書

◇◇ 入居後に必要な手続き ◇◇

1)許可が必要な行為

下記のいずれかに該当する場合は許可を受ける必要があります。(事情によって許可を受けられないこともあります。)

- (1) 入居時に使用者として届け出た者以外の者の同居
- (2) 長期不在
- (3) 住宅の模様替えおよび工作物の設置(エアコン・温水洗浄便座等)

2)随時必要な届出

- (1) 連帯保証人の変更 (死亡等) → 「連帯保証人変更届」
- (2) 収入の報告 (仮入居者を除く) → 「収入報告書」

2年以上居住している場合に、**毎年6月30日まで**に提出してください。

3)退去の手続き

- (1) 住宅の返還届 (退去する**14日前**まで)
- (2) 鍵の返還
- (3) 原状回復
- (4) 敷金の還付

敷金は、未納の使用料、共益費および賠償金 (原状回復費用等) を控除した後、還付額がある場合は返還します。

(5)その他の手続

電気、ガス、水道、電話等の清算手続きについては、関係営業所に連絡の上ご自身で行っていただきます。